

高額療養費制度の見直し

1. 見直しの趣旨

○ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組み。今般、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する。(70~74歳患者負担特例措置の見直しに併せて行うもの。)

2. 見直しの内容

(見直し前)

		月単位の上限額 (円)
70歳未満	上位所得者 (年収約770万円~)	150,000+ (医療費-500,000) × 1% <多数回該当 : 83,400>
	健保 : 標報53万円以上 国保 : 旧ただし書き所得600万円超	
	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100+ (医療費-267,000) × 1% <多数回該当 : 44,400>
	3人世帯 (給与所得者/夫婦子1人の場合 : 年収約210万~約770万円)	
住民税非課税		35,400 <多数回該当 : 24,600>

(見直し後)

		月単位の上限額 (円)	
70歳未満	年収約1,160万円~	252,600+	約1,330万人
	健保 : 標報83万円以上 国保 : 旧ただし書き所得901万円超	(医療費-842,000) × 1% <多数回該当 : 140,100>	
	年収約770~約1,160万円	167,400+	約4,060万人
	健保 : 標報53万~79万円 国保 : 旧ただし書き所得600万~901万円	(医療費-558,000) × 1% <多数回該当 : 93,000>	
年収約370~約770万円	80,100+		
健保 : 標報28万~50万円 国保 : 旧ただし書き所得210万~600万円	(医療費-267,000) × 1% <多数回該当 : 44,400>		
~年収約370万円	57,600		
健保 : 標報26万円以下 国保 : 旧ただし書き所得210万円以下	<多数回該当 : 44,400>		
住民税非課税		35,400 <多数回該当 : 24,600>	

70歳~74歳

現役並み所得者 (年収約370万円~)	窓口負担割合	80,100+ (総医療費-267,000) × 1%	
		外来	<多数回該当 : 44,400>
健保 : 標報28万円以上 国保 : 課税所得145万以上	3割	44,400	
一般 (~年収約370万円)	2割 (※3)	12,000	44,400
健保 : 標報26万円以下(※1) 国保 : 課税所得145万円未満(※1)			
住民税非課税		24,600	
住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000	15,000

70歳~74歳

現役並み所得者 (年収約370万円~)	窓口負担割合	80,100+ (総医療費-267,000) × 1%	
		外来	<多数回該当 : 44,400>
健保 : 標報28万円以上 国保 : 課税所得145万以上	3割	44,400	
一般 (~年収約370万円)	2割 (※3)	12,000	44,400
健保 : 標報26万円以下(※1) 国保 : 課税所得145万円未満(※1)(※2)			
住民税非課税		24,600	
住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000	15,000

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。
 ※2 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※3 平成26年3月末日までに70歳に達している者は1割。
 (注)75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。

3. 施行日

平成27年1月